

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 一

訓令

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二
(人事課) 二
(人事課) 三

号外(二) 平成二十八年十二月二十八日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一五の項第七号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第八号中「第三十七条の第三第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項」を「これらの規定を同条第四項」に改め、「及び第四項」を削り、同項中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

13 規則第七十九条第一項の規定により所属職員の介護時間を承認すること。
附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表全国レクリエーション大会推進事務局の項及び同条第二項の表全国レクリエーション大会推進事務局の項を削る。

第二十条第一項の表一の項中「全国レクリエーション大会推進事務局及び」を削る。
第二十六条第一項の表全国レクリエーション大会推進事務局の部を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程（昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「若しくは介護休暇」を「介護休暇若しくは介護時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二五の項副知事専決事項の欄第一号及び第二号中「第七十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同項部長専決事項の欄第二号及び第三号中「第七十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

4 規則第七十九条第一項の規定による部長等の介護時間の承認

別表第二五の項課長専決事項の欄第二号中「第七十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第四条の」の下に「所属職員の」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「第八十二条の」の下に「所属職員の」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第八十条」を「第八十条第一項の所属職員」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 規則第七十九条第一項の規定による所属職員の介護時間の承認

別表第二六の項部長専決事項の欄第二号中「第三十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三十七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「含む」の「を」を含む。以下この項において同じ。（の規定による）に改め、同欄第五号中「第三十七条の第三項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による」に改め、同欄第六号中「第三十七条の四第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項課長

専決事項の欄第一号中「第三十三条第一項の」の下に「所属職員」を加え、同欄第二号中「第三十四条の」の下に「規定による所属職員」を加え、同欄第三号中「第三十七条第一項の」の下に「規定による所属職員」を加え、同欄第四号中「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「規定による所属職員」に改め、同欄第五号中「第三十七条の第三項(同条第三項において準用する場合を含む。)」及び第四項の「を」
 「第三十七條の第三項及第三項の規定による所属職員」に改め、同欄第六号中「第三十七條の第四項の」の下に「規定による所属職員」を加え、同欄第七号中「第三十九條第一項の」の下に「規定による所属職員」を加える。

別表第三人事課の表八の項部長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同欄第八号中「(部長等に限る。次号において同じ。)」を削り、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

8 規則第七十六条第二項、第四項及び第五項の規定による指定期間の指定(部長等に限る。次号及び第十号において同じ。)

別表第三人事課の表八の項課長専決事項の欄中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二号中「(部長等を除く。次号において同じ。)」を削り、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 規則第七十六条第二項、第四項及び第五項の規定による指定期間の指定(部長等を除く。次号及び第四号において同じ。)

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一六の項所長決裁事項の欄第六号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「次号」を「以下この項」に改め、同欄第七号中「第四項」を「第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」に改め、同欄第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十一号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号の次に次の一号を加える。

11 勤務条件条例施行規則第七十九条第一項の規定による所属職員の介護時間の承認
 別表第一六の項課長専決事項の欄第五号中「(同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を削り、同欄第六号中「第四項」を「第三項」に改め、同欄第九号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社